

### 香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第20条 略	(勤勉手当) 第20条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。
(特定の職員についての適用除外) 第29条 略	(特定の職員についての適用除外) 第29条 略
2 略	2 第5条、第6条、第8条、第12条、第13条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
3 略	3 略
4 第4条、第6条、第8条、第10条、第18条及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。	4 第4条、第6条、第8条、第10条、第18条、 <u>第20条</u> 及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。
5 略	5 略
6 <u>第19条及び第20条</u> の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。	6 第19条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）附則第6項に規定する暫定再任用職員等は、第23条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第29条第2項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。